



案内ハガキをご持参ください。どこの会場でも受けられます。

犬の登録と狂犬病予防注射をしましょう

●平成22年度狂犬病予防接種(集合注射)日程

日程	時間	場所
5/11(火)	9:30~10:30	中央公民館
	10:45~11:15	津久礼農協倉庫
	13:30~14:00	馬場楠消防倉庫
	14:30~15:00	東部町民センター
5/12(水)	9:30~10:00	花立公民館
	10:15~10:45	向陽台公園
	11:00~11:30	西部町民センター
	13:30~14:00	武蔵ヶ丘コミュニティセンター
5/13(木)	14:15~14:45	白鈴公民館
	9:00~9:30	鉄砲小路公民館
	9:45~10:15	沖野公民館
	10:45~11:15	緑ヶ丘公園(緑ヶ丘公民館西側)
	13:30~14:30	三里木町民センター
5/14(金)	15:00~15:30	青葉台公民館
	15:45~16:15	東ヶ丘公民館
	9:00~9:30	農協車両センター(農協原水支所跡)
5/17(月)	10:00~10:30	中尾公民館
	13:30~14:00	柳水公民館
	14:30~15:00	古閑原公民館
5/17(月)	9:00~9:30	井口農協倉庫
	10:00~10:30	道明公民館

●なぜ予防注射が必要なの？

狂犬病は、発症後の効果的な治療法がない死亡率ほぼ100%の大変危険な感染症です。狂犬病ウイルスはすべてのほ乳類に感染し、今でも世界中で年間約5万人の人が亡くなっています。

日本では、人が昭和29年、動物は昭和31年の感染を最後に確認されていません。しかし、近年はペットブームもあり、さまざまな動物が輸入され、貨物船などに紛れた小動物の国内侵入も確認されています。これらの動物が狂犬病ウイルスに感染していることも考えられ、国内でいつ発生してもおかしくない状況です。

そのため、この狂犬病ウイルスに非常に感染しやすい犬を対象に、登録と予防注射の接種が法律で義務付けられているのです。

大切な家族を守るためにも、犬の登録と予防注射をお願いします。

- ・予防注射は生後91日以上の犬が対象です。
- ・室内犬も例外なく登録と注射が義務付けられています。
- ・飼い犬が死亡したり、飼い主が変わったりしたときは、手続きが必要です。
- ・犬が転出したときは、転出先市町村で手続きを行ってください。

※現在犬を飼っていないのに、町から予防注射の案内ハガキが届いた人、犬を飼っているのに案内ハガキが届かない人などは連絡してください。

集合注射における料金

- 登録と鑑札交付手数料……………3,000円
 - 予防注射済票交付手数料……………500円
 - 予防注射代……………2,500円
- ※登録は犬の生涯1回、注射は原則毎年4月~6月中の年1回です。

※登録および鑑札・注射済票の交付は、町の委託獣医師でも可能です。集合注射以外の予防注射代は、かかりつけ、もしくはお近くの獣医師、動物病院にお尋ねください。

滞納処分を強化しています 町税は納期限内に納めましょう

町民の皆さんに納付していただいている町税は、毎日の生活に密着した町政を推進し、健康で安心して暮らせるまちを築くための重要な財源です。町税の確保と納税の公平性を維持するため、再三にわたり文書や電話などによる催告にもかかわらず納付されない場合は、資産や収入の調査を行った上で、それらを差し押さえて滞納町税に充当することになります。町税の納期限内の納付をお願いします。

平成21年度滞納処分の実績

・家宅捜索……………	30件
・動産差押……………	1,261件
・不動産差押……………	26件
・預貯金差押……………	758件
・国税還付金差押……………	133件

公売結果

・町公売会(2回)……………	448,021円
・合同公売会(7回)……………	575,544円
・インターネット公売(7回)……………	323,386円
・不動産公売(1回)……………	3,195,000円

(平成22年3月31日時点)

平成22年度 納税いよみ

納付月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
固定資産税	1期		2期		3期		4期		
軽自動車税	全期								
町県民税		1期		2期		3期		4期	
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	5/31	6/30	8/2	8/31	9/30	11/1	11/30	12/27	1/31

納税にはぜひ口座振替をご利用ください。

問い合わせ 税務課 徴収係 ☎232-4911

倒産・解雇や雇止めによる退職をした人へ 平成22年4月から国民健康保険税の軽減制度が始まりました

■対象者は？
65歳未満で、次の失業等給付を受ける人。
①雇用保険の特定受給資格者
(例：倒産・解雇などによる退職)
②雇用保険の特定理由退職者
(例：雇止めなどによる退職)
※雇用保険受給資格者証の離職日が平成21年3月31日以降で、離職理由番号が、11・12・21・22・23・31・32・33・34の人です。
※特例受給資格者証および高齢受給資格者証の人は、今回の軽減制度の対象となりませんのでご注意ください。

■軽減額は？
国民健康保険税は、前年の所得により算定されますが、軽減は前年(平成22年度の国民健康保険税の場合は平成21年分)の職者の給与所得のみを100分の30とみなして算定します。

■軽減期間は？
離職の翌日から翌年度末までの期間です。雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険の加入中、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険組合などに加入し、国民健康保険を脱退すると終了となります。

■制度が始まる前の失業者は対象になるか？
平成21年3月30日以前に離職された人は対象となりません。

国民健康保険税の最高限度額が変わりました

国の制度改正により、平成22年度4月から国民健康保険税の医療分・後期高齢者支援金分の最高限度額が次のように引き上げられました。

	改正前	改正後
医療分	47万円	50万円
後期高齢者支援金分	12万円	13万円

問い合わせ 税務課 住民税係 ☎232-4911

健康・保険課 国保係 ☎232-4912
税務課 住民税係 ☎232-4911

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された人は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。ただし、平成21年度の国民健康保険税は対象となりませんのでご了承ください。

■申請に必要なものは？
①雇用保険受給資格者証(軽減に該当するか判定するために、雇用保険受給資格者証の離職理由の確認が必要になります)
②印かん(認め印可)
制度の詳細い内容はお尋ねください

問い合わせ 環境生活課 環境係 ☎232-2114